

## 「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」の制定 に関するパブリックコメント手続を実施します。

再生資源物の屋外における適正な保管について、再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止し、及び当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止又は軽減することで、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とした条例の制定を検討しています。

については、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例等案の骨子を作成しましたので、この案について、皆様の御意見、御提案をお聞かせください。

### 【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<https://city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：産業廃棄物指導課（中央コミュニティセンター2階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課及び市図書館。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の開設状況に変更が生じる可能性があります。御不便をおかけしますが、御理解のほどよろしく願いいたします。

### 【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和2年12月15日(火)～令和3年1月18日(月)※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法  
「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんので御了承ください。
- ・提出先
  - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所産業廃棄物指導課
  - 2 FAX：043-245-5689
  - 3 電子メール：[sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp)
  - 4 持参：産業廃棄物指導課（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課

### 【市の考え方の公表】

いただいた御意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和3年2月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報には公表しません。

お問い合わせ先

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

電話 043-245-5683

FAX 043-245-5689

電子メール [sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp)